

千代田区長  
石川 雅己 様

2007年11月27日

千代田区春闘共闘委員会  
議長 加藤 哲夫

## 千代田区立保育園の民営化に関わる要求書

日頃の千代田区政の運営に敬意を表するものです。私たちは、千代田区内で働く労働者でつくる労働組合の協議会です。

さて、今回は、貴職が進めている区立保育園の民営化に関わりまして、以下のとおり、ご要請させていただきますので、お答えください。

### 記

区立保育園を廃止し、民営化することについては、保育の専門性・熟練性を低下させ、低賃金労働者をつくり、子どもの保育に責任を持たなくなるので、止めていただきたい。

#### その理由

(1) 保育の専門性、熟練性については、その獲得のために長期にわたる雇用が前提にされなければなりません。

たとえば、保育所の保育士の専門性、熟練性は大づかみに見ても、約12年間の経験が必要です。なぜなら、ゼロ歳の乳児から就学前の児童まで年齢別の6年間の保育は、少なく見積もってもそれぞれ各年齢ごとに2回、つまり合計12年間の保育経験を必要とします。

保育・教育・介護といった対人社会サービス労働は非定型的労働であるために、その専門性、熟練性は実際の現場をふんだ体験・経験が必ず必要とされ、したがって長期雇用が保障されなければなりません。短期アルバイト型雇用によってこの専門性をカバーすることはとうてい困難です。

つまり、民営化が安上がりであることの秘密をなす短期・低賃金労働の活用では、公務労働の専門性、熟練性を保障することは難しいと考えます。

保育所の運営について、公民間でコスト差がでてくる秘密は人件費の違いによります。公共サービスは圧倒的に人件費の占める割合が高く、コスト比較を左右するのは最終的には人件費の差です。人件費の差は公民間の給与体系の差異、雇用形態の違い、労働者の勤続年数の差などによって生まれてきます。現行制度では、公務員の給与は年功型を基本にし定期的な昇給があります。人件費の違いをもたらす最大の要因は、この公務員の給与体系に比べて、民間はパートや非常勤で人件費の低廉化をはかり、職務給とか業績給制度を取り入れて人件費全体の抑制をはかっている点にあります。

ここでもっとも重要な点は、この人件費の違いのなかに、民間では長期雇用を前提にした熟練形成、労働の専門性が保障されにくい構造があるということです。

つまり、公務員では保障される長期の雇用による熟練形成とか専門性が、民間では制度的に保障されない形になっています。保育の仕事を果たすうえで、固有のノウハウや知的熟練は必要がないのかといえば、けっしてそんなことはありません。現場の仕事、とりわけ人と直接ふれあう仕事はコミュニケーションを媒介にした知的熟練が非常に大事なのです。

貴職は、民間の安上がり労働でも仕事の質は落ちない、公務員と変わらないといいますが、公務労働の知的熟練と専門性に対して軽視をしていることは重要な問題と考えます。

(2) 貴職は、保育の質が向上し損なわれないのであれば、他の施策に財政を効率的に活用できるとして、安上がりの民間保育事業者を利用するとしています。

しかし、なぜ民間保育が安上がりなのか、という点を検討する必要があります。民間と公共の差異は、ほとんどがその人件費から生まれます。

保育士の給与差がでてくるのは、公立保育所で働く保育士の給与が公務員の給料表に拠っているのに対して、民間の給与は一種の職務給的計算に拠っているからです。職務給というのは仕事の内容が同じならば、経験年数などを考慮せずに同じ給与を支払うということです。

民間の賃金が安いと、民間保育所で長く働き続けることは難しく、保育士の出入りが激しく、しばしば若い保育士が使い捨てにされています。東京では、公立保育所の保育士の退職率と民間保育所の退職率は、約5倍もの開きがあり、民間が高くなっています。保育士の平均勤続年数も約10年くらいは差があります。

こうしてみると、保育士の賃金は安くてもよい、低賃金こそ利用すべきだという低賃金に依拠した民営化となっていることがみえてきます。

保育所を利用する父母は大半が共働き、すなわち労働者です。保育所で働く者の賃金はできるだけ安いところを利用したらいいという考え方に、公共機関がのことに大きな問題があると考えます。

東京都は、革新都政の時代に公立と民間の給与ができるだけ同じ水準になるように人件費補助を支出してきました。だから、民間保育所でも経験のある保育士を配置して運営を行って来ていますが、石原都政は、自治体リストラ、福祉いじめの一環としてこの補助制度の見直しをしており、今後、制度が続くかわかりません。今後、補助の削減や廃止などとなれば、民間保育所の人件費は大きく減らされることになり、必要な人員配置数や経験のある保育士が確保されにくくなります。

この点では、民間企業に任せることになった介護保険の現場では、架空の人を雇ったこととして不正請求していました。保育事業が民間の営利追求となれば、こうしたことも起こりかねません。

自治体は労働行政を担い、住民生活の向上や地域の生活水準の引き上げを課題にした公共機関です。その自治体が民営化の名で低賃金労働にたかることは、決して許されることではないと考えます。

さらにまた、もともと公務労働者には職務専念義務があります。なぜそういう義務があ

るかということ、その仕事には専門性、熟練性が求められるからです。このために身分の保障や給与の保障がなされているわけです。こういう仕事をアルバイトやパートで対応することは、その分野の仕事の水準を低下させ、長期雇用を通じて蓄積される熟練などを軽視することを意味しています。

アルバイトやパートで対応して労働条件や身分保障には目をつむるといったことを率先して推進するのは自治体がやるべきことではありません。公共行政は地域住民の生活を守り、ナショナルミニマムを保障する責任があることをはっきりさせておく必要があります。

以上のことから、区立保育所を廃止して民営化することは、断念するよう求めるものです。

以上